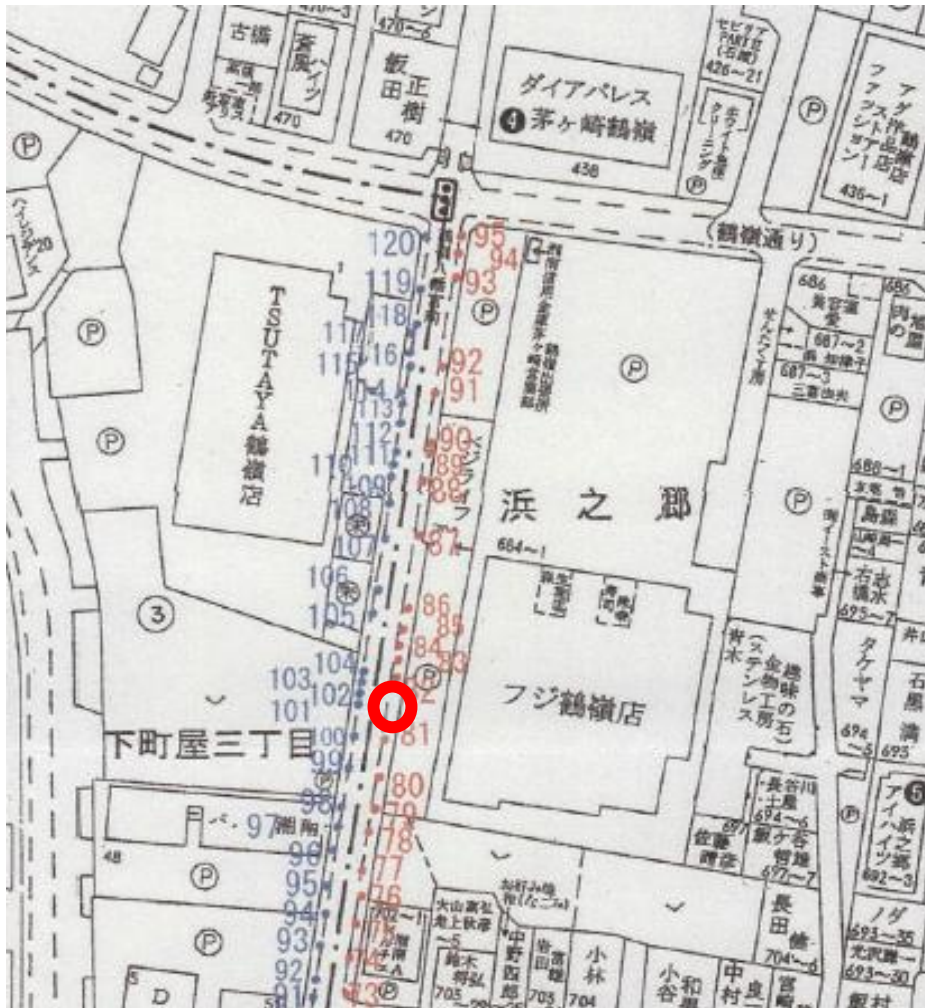




● 工事地点

位置図

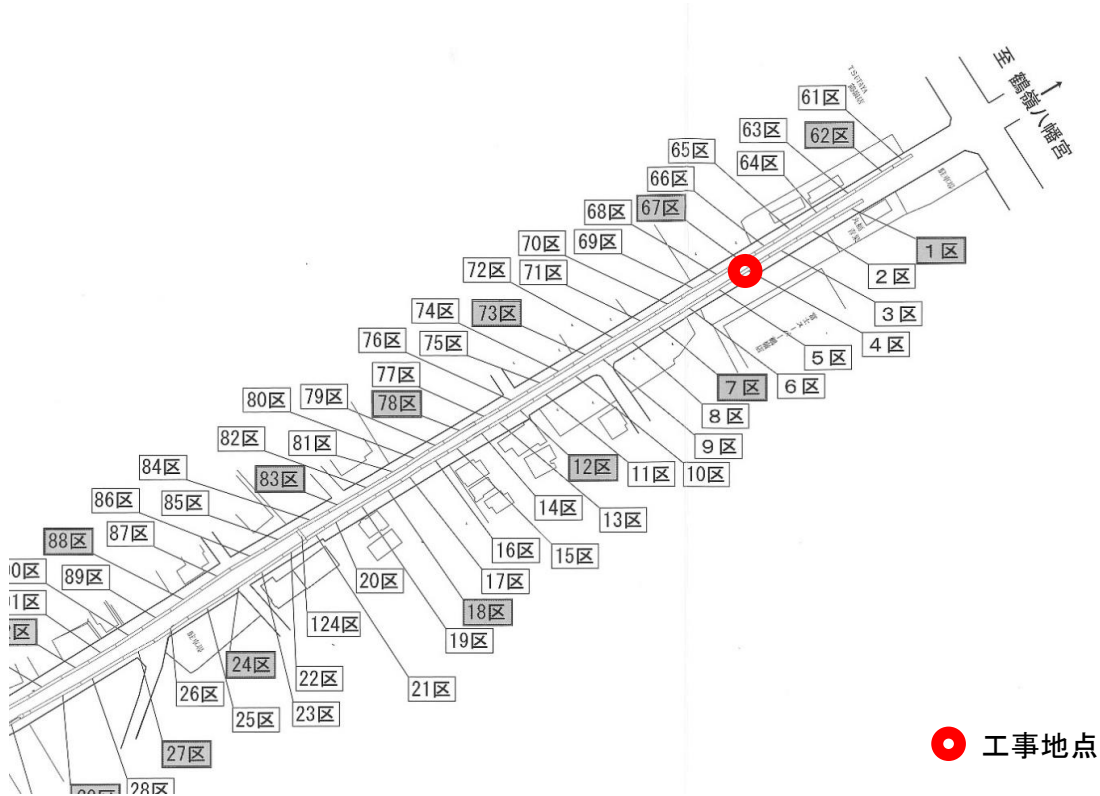
現場実測図面

YKH_24_305099

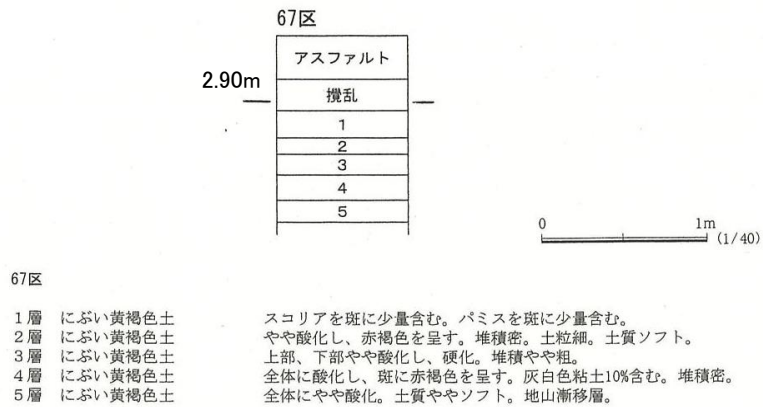


《施工方法について》

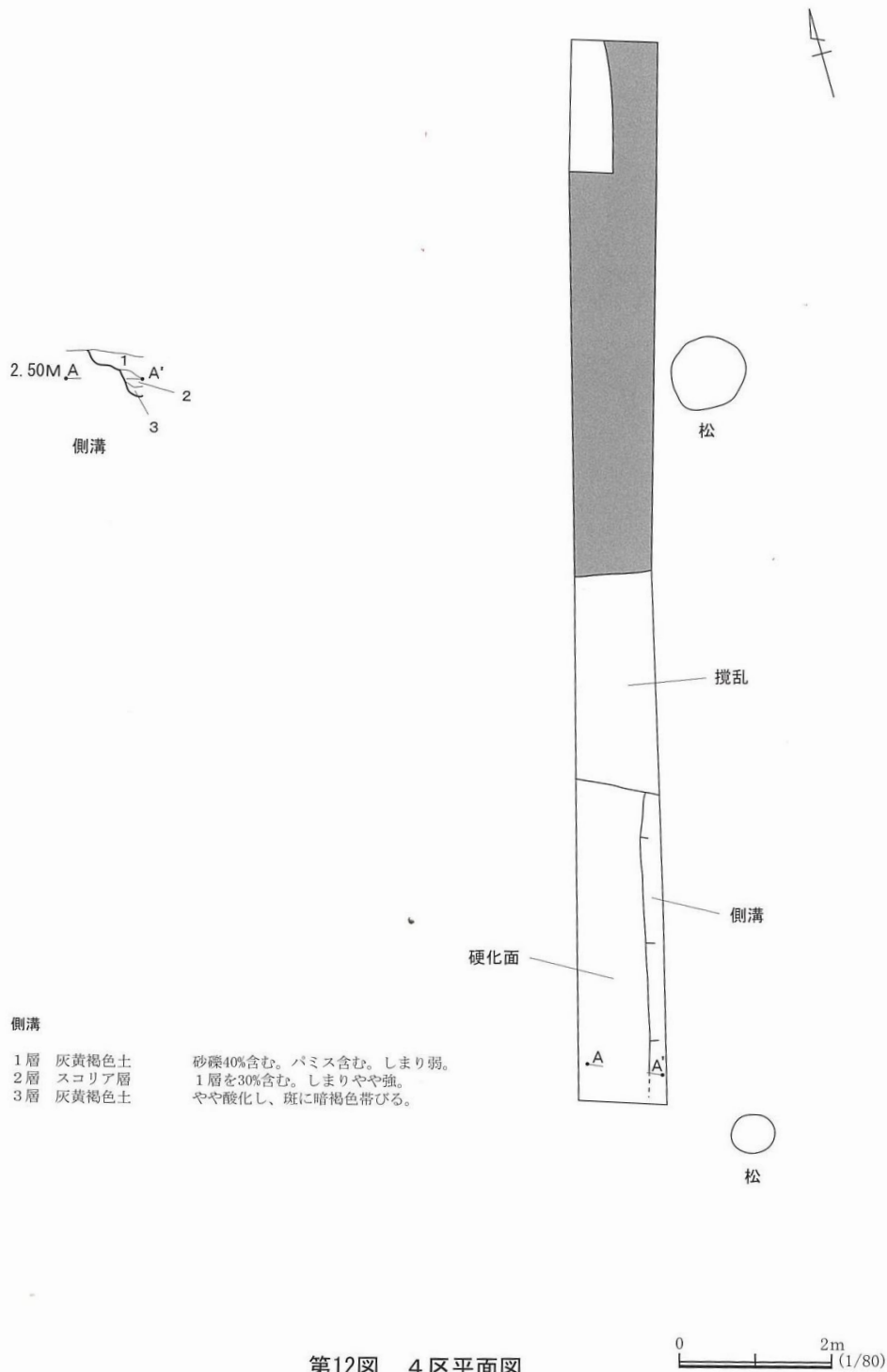
標準構造図に従い、基本的には300*300*250の基礎打設し、影響範囲内のインターロッキングを新規交換いたします。（※現況と異なる場合は、現況に合わせて施工）
（撤去作業中に割れたインターロッキングは交換とし、再利用が可能なものについては、再取付とする）
赤枠内の撤去を行うが状況に応じて範囲が一部変更になる可能性あり。
使用部材については、別紙図面を御参照ください。



調査位置図



柱状図



第12図 4区平面図

4区 平面図 (1/80)

市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」について（報告）

1 維持管理の対応

倒木等の危険、通行障害、家屋等構造物接触、隣地越境、電線接触、危険樹高などに対して、維持管理の対応を行っています。

(1) 職員による対応

令和6年10月1日から令和7年1月10日まで、主に参道清掃等を12回行いました。

2 保存に影響を及ぼす行為等への対応

(1) 令和6年10月28日に発生した交通事故による松の損傷について

鶴嶺八幡宮参道にて発生した交通事故（単独事故）による被害は、街路灯及び街路灯倒壊に伴う松の一部損傷です。被害のあった松は、東側No.68です。

⇒損傷した松については、事故が発生した翌日に緒方委員から対応方法について御助言をいただいております。

なお、倒壊した街路灯の復旧について、復旧を行う工事業者からは、倒壊した街路灯の復旧には、まず地中に残った街路灯基礎を確認するための試掘工事を行い、その結果を踏まえて本復旧工事を行うことから、計2回工事を行うとの説明を受けました。このため、工事業者に対しては掘削を伴う工事が発生することから、社会教育課へ「現状変更許可申請書」及び文化財保護法第93条に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」を、それぞれの工事を実施する前に提出する必要があることを伝えました。

その後、令和6年12月9日付けで試掘工事のための2点の書類が提出されましたが、工事実施予定日が令和7年2月10日であったことを踏まえ、「現状変更許可申請書」については会長に先決をいただくこととし、同日、会長に今回の事故経過についてご説明のうえで先決をいただきました。

なお、次に行われる本復旧工事は、工事日が試掘工事後から数か月先になる可能性があるとの説明を工事業者から報告されています。

【経過】

令和6年

10月28日 午後7時頃 事故発生

10月29日 朝、市道路管理課より報告を受け、状況確認のため事故現場へ向かう。確認後、緒方委員へ連絡。また、事故当事者へ連絡し、来庁するよう依頼する。

11月5日 事故当事者が来庁。今後の対応について説明し、「損傷届」及び「顛末書」を速やかに提出していただくよう求めた。

11月14日 事故当事者が「損傷届」及び「顛末書」を提出。

同日、街路灯復旧を行う工事業者が来庁。倒壊した街路灯の復旧には、街路灯基礎を確認するための試掘工事、本復旧工事の計2回工事を行うとの説明があった。

工事業者に対しては、それぞれの工事を行う前に、社会教育課へ「現状変更許可申請書」及び「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出するよう依頼。

- 12月9日 工事業者より、試掘工事に伴う「現状変更許可申請書」及び「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出されたため、同日「現状変更許可申請書」について近藤会長に先決をいただく。



令和6年10月29日確認時
事故現場



鶴嶺八幡宮参道松並木東側 No. 68 損傷箇所